

令和6年度 利用者負担額（保育料）基準額表（2号・3号認定）

階層	定 義		3歳以上児（2号認定）		3歳未満児（3号認定）	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		0円	0円	0円	0円
2	1階層を除く村民税所得割額が次の区分に属する世帯	村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3		48,600円未満	0円	0円	15,200円	15,000円
4 a		63,000円未満	0円	0円	21,700円	21,300円
4 b		77,101円未満	0円	0円	24,500円	24,100円
5		97,000円未満	0円	0円	27,000円	26,600円
6		169,000円未満	0円	0円	41,500円	40,900円
7		301,000円未満	0円	0円	52,000円	51,100円
8		397,000円未満	0円	0円	54,000円	52,800円
9		397,000円以上	0円	0円	56,000円	54,400円

○ひとり親世帯等が第3階層、第4 a及び第4 b階層に認定された場合、第1子は第3階層負担額の半額、第2子以降0円。

○第3階層、第4 a階層に該当し、村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯は、第1子は認定された階層の負担額の半額、第2子以降0円。

○第4 a階層から第9階層に該当し、村民税所得割課税額が57,700円以上の世帯は、第2子は認定された階層の負担額の半額、第3子以降0円。

○村民税所得割課税額を計算する場合、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除は適用されません。

令和6年度 保育料徴収基準額表（教育標準認定） 3歳以上

階層区分	定 義	利用者負担額(月額)
		1号認定
第1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円
第3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下	0円
第4	市町村民税所得割課税額 211,200円以下	0円
第5	市町村民税所得割課税額 211,201円以上	0円